

第3回

熊本県

中東情勢に伴う原油関連物資高騰等
対策本部会議

令和8年（2026年）6月23日（火）9：00～

第3回 熊本県中東情勢に伴う原油関連物資高騰等対策本部会議

- 本部長（知事）挨拶
- 議 題
 - （ 1 ） 各部からの現状報告
 - （ 2 ） 6月補正予算（追加提案）の状況

(1) 各部からの現状報告

(1) 各部からの現状報告

いずれの交通モードにおいても、現時点で運行（運航）に支障は生じていないが、燃料価格の高止まりや供給の不安定化、メンテナンス費用の増大などの影響により、運賃改定を予定している事業者もいる。
今後の影響を注視し、必要な対応を行う。

	現状
バス	<ul style="list-style-type: none">燃料の仕入れ額は従前より高騰している。年間契約等により当面の燃料は確保しているが、エンジンオイルやギアオイルは入手が困難な状況となっており、車両メンテナンスへの影響が生じる可能性がある。
鉄道	<ul style="list-style-type: none">燃料の仕入れ額は従前より高騰している。今後はエンジンオイルの入手が困難になるおそれがあり、車両メンテナンスへの影響が生じる可能性がある。なお、現時点では燃料の仕入れに遅延はない。
航路	<ul style="list-style-type: none">軽油・A重油などの燃料価格が高止まりし、燃料の確保が1か月程度に留まる事業者もいる。シンナー等の資材不足や高騰による定期点検（ドック）費用の高騰などの影響が生じている。あまくさ海上タクシー協会では物価高騰等を理由に直近の料金改定をR8.4.1に実施している。現時点では中東情勢を受けた具体的な料金改定の動きはない。<u>6月12日、熊本県旅客船協会より燃料価格高騰の影響緩和に対する要望を受けた（要望書を受理）。</u>
タクシー	<ul style="list-style-type: none">ガソリン価格は従前より高騰している。特に、LPガス価格が高騰し、LPガス車を使用する事業者の負担が増加している。エンジンオイルの入荷制限やシンナー等の資材不足による車両メンテナンスへの影響が生じている。
航空機	<ul style="list-style-type: none">燃料価格は高騰している。現在のところ調達には問題はなく、運航に支障は生じていない。

(1) 各部からの現状報告

< 参考 >

燃料価格の高騰により厳しい経営状況にある交通事業者を支援するため、令和4年12月から5回にわたり「地域交通燃料価格高騰対策事業」を実施している。直近では、令和7年度1月補正予算で事業化を行い、現在、交通事業者に対する補助金の交付を行っているところ。

1 地域交通燃料価格高騰対策事業

○全体事業費：3億72百万円

○補助対象者：①地域鉄道、定期航路、海上タクシー
②路線バス、高速バス、貸切バス、
タクシー、運転代行

○補助額：①燃料ごとの補助単価 × 使用・購入量 × 1/2

※燃料ごとの補助単価は国の激変緩和措置前の平均価格と令和7年9月以降の平均価格の差額

②路線・高速バス 9.7万円/台
貸切バス 1.9万円/台
タクシー（ガソリン） 5.2万円/台
タクシー（オートガス） 6.1万円/台
運転代行 2.6万円/台 等

※バス、タクシー、運転代行は、上記①の算定式から1台当たりの補助額を設定し保有台数に応じた支援を実施

○負担割合：県10/10 **重点支援交付金**

○事業期間：令和7年度



(R8.6.16時点)

補助対象者	交付状況
鉄道、路線バス、高速バス	交付済
貸切バス、定期航路、海上タクシー	交付手続中
タクシー、運転代行	申請受付中 (一部交付 手続中)

(1) 各部からの現状報告

- 医療福祉施設等については、各分野とも、在庫や代替品等を含め対応しており、大きな影響や混乱は生じていない状況であるが、一部商品の値上げや購入制限等の情報も寄せられており（下表参照）、今後の経営や安定的なサービス提供に懸念が生じている。
- また、市町村社協の自立相談支援窓口には、従来より物価高騰に伴う生活困窮についての相談が増加している。
- 引き続き関係団体等と連携し、情報収集に努めるとともに、国の動向等を注視し、必要な要望や対応を行う。

【医療福祉施設等の状況】

区分	現状	国の対応等
医療機関、薬局等	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療用手袋、ポリエチレン袋等の値上げや、点滴セット、注射器の納期遅延、医療物資の発注数量の制限が一部で生じているが、医療提供体制に支障は生じていない。 ● 県医師会の調査では、約3割の医療機関で「物品が不足している」と回答されている。 ● ゴム手袋やビニールエプロンの出荷調整等が行われている。 ● 薬局関係の医薬品の容器、分包紙等については、一部のメーカーで、値上げや納期遅延、分納等の案内が出されている。 ● 医薬品製造に係る一部の原料や資材について、値上げが生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国は、確保が困難となっている一部の医療機関等向けに、医療用手袋の備蓄を放出（販売）5月18日より医療機関等からの要請を受付要請を行う医療機関の数は、下降傾向であり、不足感は緩和傾向 県内では74医療機関から要請あり(6/10時点) ● これまで、消毒液（エタノール）の容器、錠剤包装シート（PTPシート）、医薬品の容器キャップなどの供給不安が解決 ● 国から、薬局・医療機関、メーカー、卸業者あて、当面の必要量に見合う量のみ発注・受注する等、適切に対応いただくよう通知（5/29付け） ● 相談があった薬局等に対して、対応可能なメーカーにおいて供給できるよう調整するなど、個別の目詰まり解消に向けた取組を推進する方針
介護関係等	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴム手袋やプラスチック手袋の供給不足やポリ袋の値上げ（約20～30%）が一部で生じている。 ● 一部の事業所等からは、ゴム手袋、プラ手袋、ごみ袋、保存食、エプロン購入制限等の情報も寄せられている。 	—
障がい関係等	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴム手袋やプラ手袋等について、一部の事業所からは、業者の出荷制限や値上がり等の情報が寄せられている。 	—
保育所、児童養護関係等	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所では、ゴム手袋やセロハンテープ等の文房具の不足が見られ始めており、今後の影響を懸念する声がある。 ● 児童養護関係では、原油関連物資が不足する状況にはなく、食費・燃料費などの高騰への懸念の方が強い。 	—
一般公衆浴場、クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃料費の高騰により、経営面への影響を懸念しているとの声がある。 ● クリーニング溶剤、ハンガー、包装ビニール等の値上げ（約30～50%）が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国は、令和7年度予備費を使用して燃料油の価格を引き下げる支援を実施中（R8.3.24閣議決定）

廃棄物処理業

1 国の動き

- ・環境省がHPに「中東情勢に伴う燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口」を開設。

2 県内の状況

- ・一般廃棄物処理で使用される燃料油等について、一部の市町村等から価格高騰の影響を受けているが、調達はできているとの報告あり。
- ・市町村等指定のごみ袋について、品薄の影響で時限的に指定ごみ袋以外のごみ袋の使用を認める対応をとっているとの報告あり（甲佐町：5/14～6/19、山江村：6/1～6/30、御船町：6/18～10/30）。

国の情報によると、多くの自治体でごみ袋の調達は例年どおりできている一方で、例年を上回る需要が生じているとのこと。県内の市町村等においても、必要以上の購入を控えるなど、冷静な行動をお願いしているところ。

3 今後の対応

- ・国や市町村等の動向を注視するとともに関連団体からも情報収集を実施。

水道事業

1 国の動き

- ・国土交通省がHPに「燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口」を開設。

2 県内の状況

- ・資材調達や工事進捗への影響があったが、工事等は進捗しているとの報告あり。

3 今後の対応

- ・国や市町村等の動向を注視。

(1) 各部からの現状報告

○ 国が設置した県内特別相談窓口（17か所）の相談状況

【相談件数推移】 日本政策公庫受付分を除く。

相談受付期間		3/23 ~ 3/31	4/1 ~ 4/15	4/16 ~ 4/30	5/1 ~ 5/15	5/16 ~ 5/31	<u>6/1</u> <u>~ 6/15</u>	計
相談 件数	経営相談	2	11	23	15	8	7	66
	資金繰り	3	22	257	261	249	167	959
計		5	33	280	276	257	174	1,025

【相談の要因（6/1 ~ 6/15）】 重複を含む。

燃料油（原油、ガソリン等）		石油関連製品	
価格高騰	調達困難	価格高騰	調達困難
25	1	122	56

【業種別相談件数（6/1～6/15）】

建設	卸売、 小売	製造	サービス	飲食	生活 関連	運輸	不動産	宿泊	その他
61	47	18	14	10	6	5	3	2	8

【相談内容（6/1～6/15）抜粋】

- ・ ナフサ不足により材料仕入の見通し立たず、施工が遅延。（建設業）
- ・ 包装資材・プラスチック容器が高騰及び不足している。（卸売業）
- ・ 原油および原料高騰で原料等の調達を見送ることにより、出荷スケジュールの遅延が予期される。（製造業）
- ・ 作業に使用するヘリウムガスや部品の調達が不安定となり、仕入価格・運搬費も高騰している。（自動車整備業）

○ 県の対応状況

(1) 中小企業者向け特別相談窓口の設置 (5月29日)

商工振興金融課内に金融・経営に関する特別相談窓口を設置。

5月29日～6月18日までの相談件数：30件

(2) 中小企業者に対する資金繰り支援 (6月15日申込開始)

金融円滑化特別資金の「米国関税対策枠」を「経済情勢変動対策枠」に拡充し、**中東情勢の変化**による影響を受ける事業者も新たに対象として追加。

融資期間：1年以上10年以内 (措置期間2年以内)

利率：一般枠と比較し0.2%引き下げ

申込先：取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

6月15日～6月17日までの申込件数：5件 (7,700万円)

1 調査対象

温泉施設等を有しているなど、観光関連事業者の中でも原油価格高騰の影響を受けやすい主な宿泊事業者（熊本市を含めた県内各地域）

2 現状

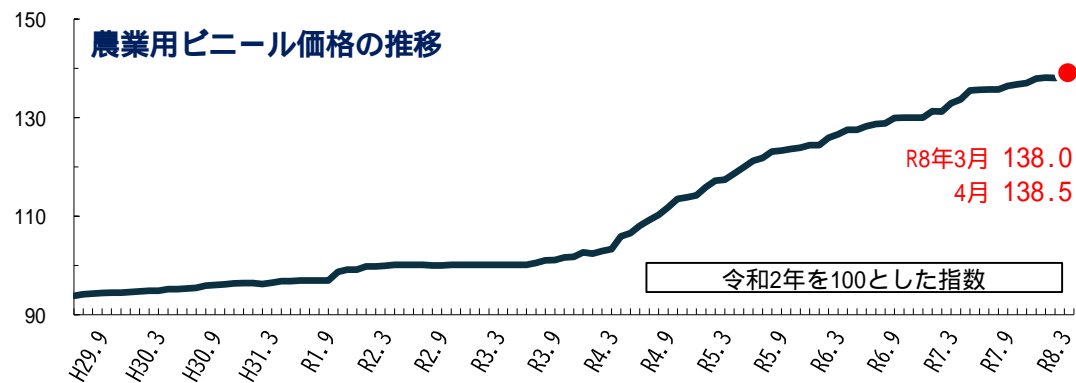
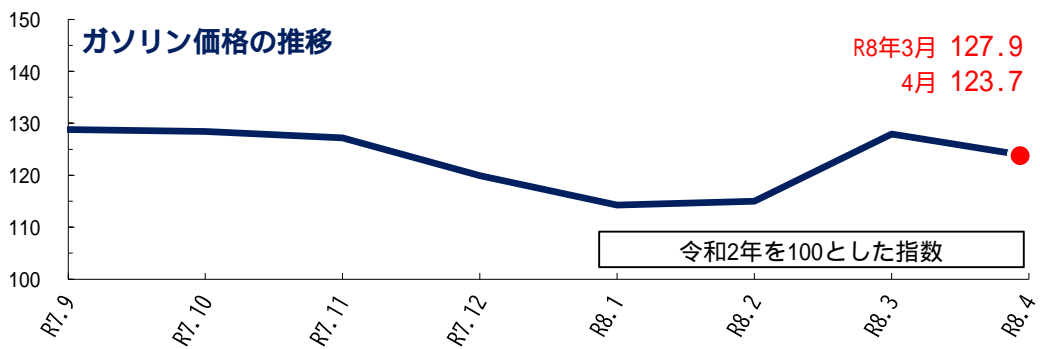
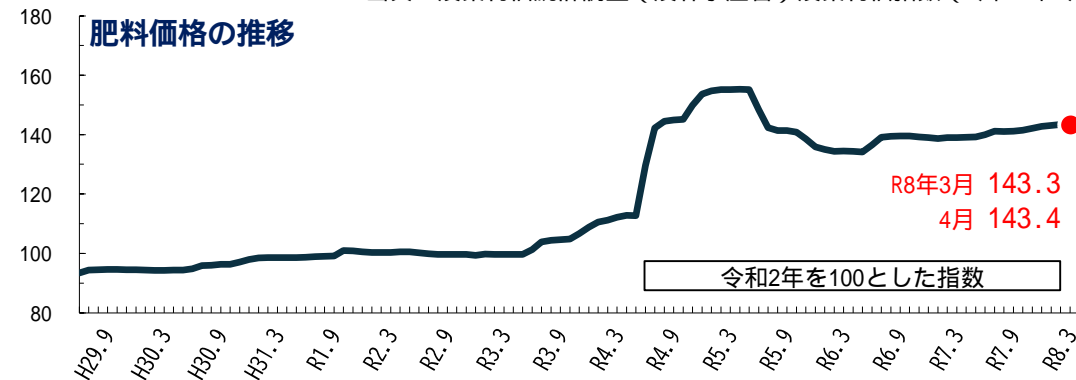
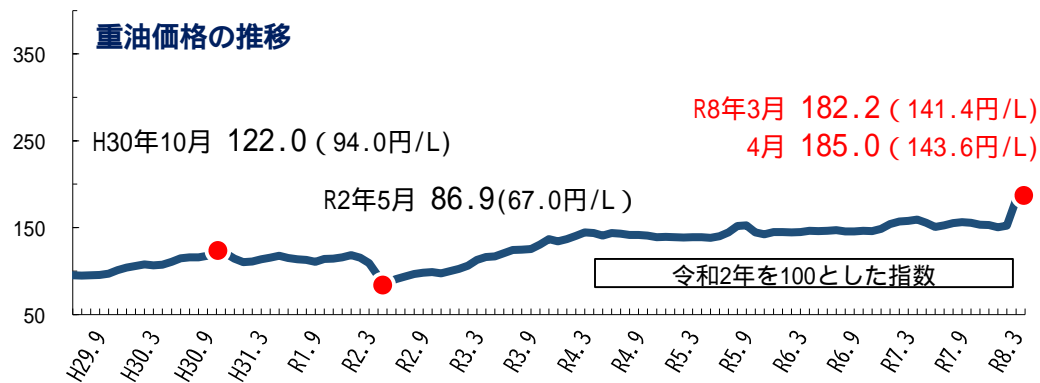
以下のとおり原油由来製品や燃料の値上げに加え、ビニール製品（ラップ、ゴム手袋等）の入荷が困難になりつつある状況が見られるものの、施設の休業や著しい資材不足など、原油高騰による大きな混乱までは確認されていない。

< 主な現場の声 >

- ・灯油の調達価格高騰に伴い温泉利用料を値上げしたが、灯油価格の高止まりが続いており、なかなか利益が出ない状況。
- ・納入業者から、今後アメニティやビニール製品等の入荷に時間を要する見込みとの声が上がっている。
- ・ラップ、ゴム手袋の仕入れが困難になりつつある。（これまで2～3日で納入されていたものが、2か月程度を要した事例あり。）
- ・関係業者から、施設整備（簡易なりリニューアル）に係る着工時期が見通せない旨を伝えられた。

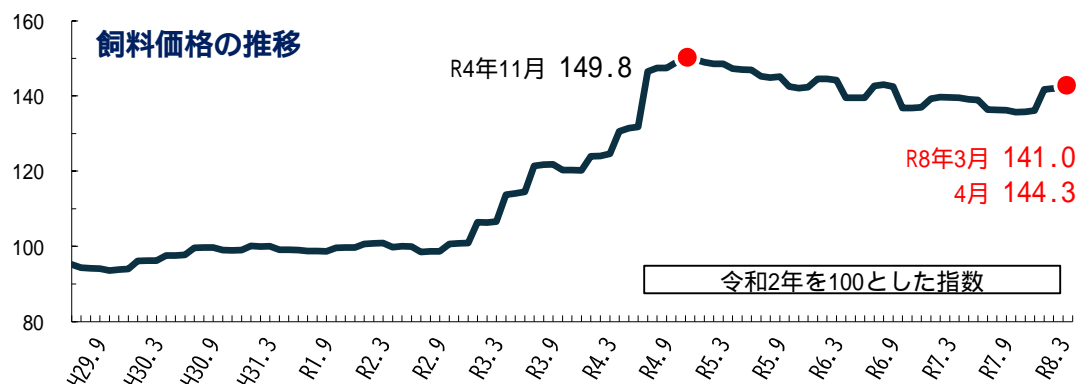
(1) 各部からの現状報告

出典：農業物価統計調査（農林水産省）農業物価指数（令和8年5月29日公表）



農林畜水産業において、重油等の燃料が必要な時期

種類	対象品目	用途	時期 (月)													
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
重油	トマト、イチゴ	ハウス 暖房														
	メロン															
	不知火類															
	茶	製茶機械														
	木材	乾燥機														
灯油	漁船	漁船														
	施設野菜	炭酸ガス														
	水稻、麦、大豆	乾燥機														
	いぐさ															
	葉たばこ															
乾しいたけ																



(1) 各部からの現状報告

農林畜水産業関係者からの聞き取り状況等（R8年6月17日時点）

下線は前回からの変更点

農畜産業

燃油等

利用のピークは終了。現在では茶、今後はいぐさ等での利用がある。現時点で重油が不足しているという状況ではない。

肥料・農薬

当面の量は確保されており、流通停滞の懸念は無い。今後、値上げが予定されている。

資材（耕種・畜産）

ハウスの被覆資材やマルチなどで値上げが実施されている。一部の資材では、納期の遅れが懸念されている。ラップフィルム、ロールネットの値上げは実施済。

飼料

原料の確保・供給に直接的な影響はないが、原油価格の上昇に伴う海上運賃の高騰により、配合飼料価格の上昇が懸念されている。

林業

林業全般

チェーンソー等に用いる混合燃料や潤滑油、チェーンオイルの価格が上昇し、入手困難との声が聞かれるものの、「伐採作業が実施できない」等の話は聞こえていない。また、シカネットや苗木コンテナ等のプラスチック系資材についても価格が上昇しており、シカネットについては夏以降の資材確保が不透明となっている。

原木しいたけ

現時点では大きな影響はないが、長期化することで、しいたけ乾燥機等の燃料経費、種駒やビニール等の資材費の上昇が懸念されている。

菌床きのこ、竹材

プラスチック資材や菌床栽培用のボトル、塗装用シンナーの入荷時期が未定。資材も値上がりしており、長期化することで、生産に影響を及ぼすことが懸念されている。

木材

接着剤や機械の潤滑油の供給不足等が生じていたが、現在一部において、供給不足等が解消してきている。

水産業

燃油

入荷状況に変化はなく、漁業者へ安定供給できているが、漁船等の燃料費が上昇するとともに、エンジンオイルの入手が困難になっている。

資材

必要量は確保できているが、鮮魚等の出荷用発泡スチロール、リ養殖のリ網や支柱などの価格が高騰している。

飼料

入荷状況に変化はないが、原油価格の上昇に伴う海上運賃の高騰等により、配合飼料価格の上昇が懸念されている。

流通

青果物輸送

運送事業者の燃料等は、価格が高止まりしているものの、入手は出来てきている。

卸売市場

卸売市場としての業務に影響は無い。一部では、出荷資材（袋やネット等）の不足が懸念されている。

県での取組内容（制度資金関係）

農林漁業者向けに金融に関する特別相談窓口設置（R8.5.29）。農林漁業者向け運転資金(農林漁業セーフティーネット資金)への利子助成(市町村事業への助成)制度を創設（R8.6.4）。

(1) 各部からの現状報告

農業経営危機突破に向けた緊急要請及び令和9年度農業政策・予算に関する要請

日時：令和8年6月9日（火）11時30分～12時00分

場所：審議会室

要請者：熊本県農業協同組合中央会ほか農業関係4団体

対応者：知事、農林水産部長、政策審議監、生産経営局長、農村振興局長

【要請項目】

緊急要請

中東情勢を含む物価高騰・生産資材の供給不安定化等への万全な対応
当面の米需給安定に向けた万全な対策と需要に応じた生産の強化
「食料品の消費税率ゼロ」にかかる農業現場への十分な配慮等の措置

令和9年度農業政策・予算に関する要請

食料安全保障の確保に向けた基本法及び基本計画の実効性の確保
農業・農村の持続的な発展に向けた施策の拡充
災害に強い農業づくり、気候変動対策
家畜防疫・病害虫対策
関係団体への後押し、現場の事務負担の軽減
品目別対策（水田・畑作農業対策、青果対策等）



引き続き中東情勢をはじめとするあらゆる情勢を注視しながら、国への働きかけ等適切に対応する旨等を回答

(1) 各部からの現状報告

【現状】

○工事発注に用いる県設計単価について、上昇した資材単価を改定。

資材単価（設計単価）の改定状況（令和8年3月 令和8年6月）「単価が上昇した主な資材」

	〔R8.3月単価〕	〔R8.6月単価〕	
・塗料用シンナー	275（円/L）	370（円/L）	【+34.5%】
・アスファルト混合物	13,200（円/t）	16,200（円/t）	【+22.7%】
・軽油	131（円/L）	155（円/L）	【+18.3%】
・ガソリン	138（円/L）	156（円/L）	【+13.0%】

○県工事におけるスライド条項の適用に関する相談が増加。

スライド条項適用見込み件数

令和8年3月以降に相談があったもの **63件**

（相談月 3月：3件、4月：10件、5月：30件、6月：20件） 6月は6/12現在

（参考）令和7年度1年間にスライド実施した工事件数 29件

○国においては、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用を6月16日に公表（県においても同様の措置を行うよう準備中）。

【今後の対応】

○引き続き、設計単価の見直しやスライド条項の適切な運用などを行うとともに、国や関係団体と連携した現状把握・課題解決に取り組み、受注者の負担が少なくなるよう対応していく。

(1) 各部からの現状報告

【参考】スライド条項とは

熊本県公共工事請負契約約款に基づき、工事契約後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に請負代金額の変更を請求することができる制度。

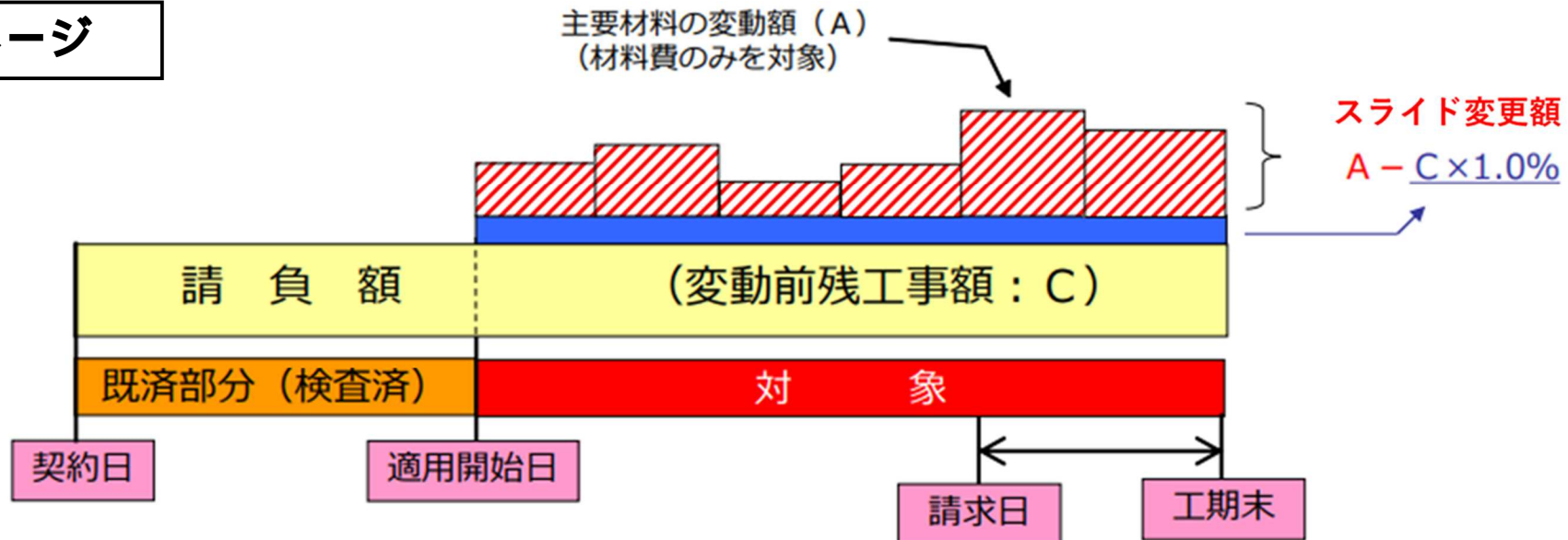
具体的には変動額が工事費の1%を超過した場合に適用され、変動額から工事費の1%を差し引いた額¹を追加で計上できる。

(例) 2000万円の工事において100万円の変動があった場合

100万円から20万円(2000万円の1%)を差し引いた80万円を増額変更

1 建設工事は工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方であり、その「通常合理的な範囲」として1%という負担割合が設定されているもの。

スライドイメージ



(2) 6月補正予算(追加提案)の状況

令和8年度6月補正予算(追加提案)の概要

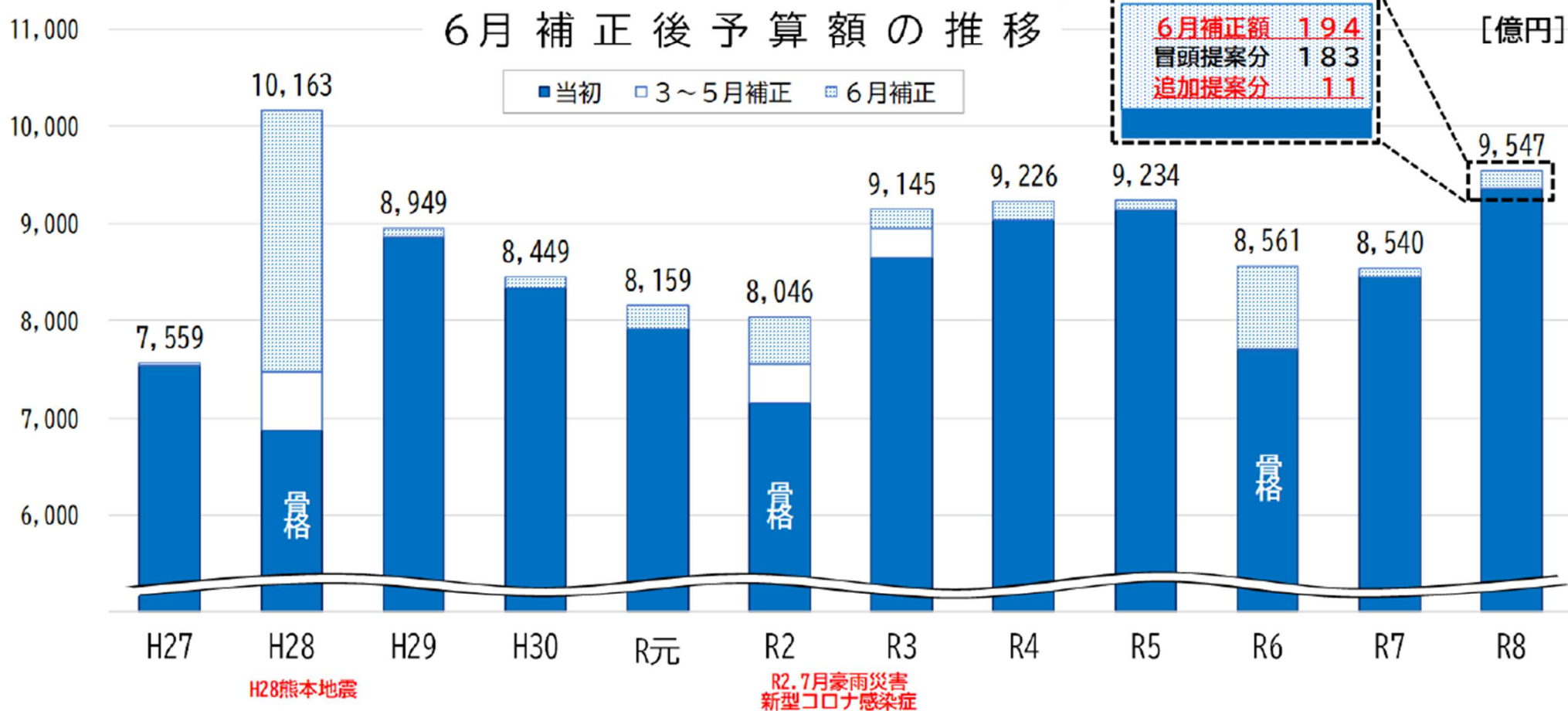
【補正規模】

(単位：百万円)

・現計予算額	935,336(①)
・6月補正予算額(冒頭提案分)	18,255(②)
・6月補正予算額(追加提案分)	1,101(③)
6月補正後予算額(①+②+③)	954,692

(③の財源内訳) 国庫支出金 1,101(※)
 ※うち重点支援交付金 1,091

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある



- 国の補正予算の成立を踏まえた、地域の実情に応じた生活者・事業者への支援に必要な事業について、補正予算を計上

国補正予算への対応

11億1百万円(-)

- 1 エネルギー価格高騰に対する支援 10億82百万円 (-)
エネルギー価格高騰の影響を受けるLPガス使用世帯、LPガス利用事業者及び特別高圧受電契約事業者に対する支援
- 2 農林水産事業者への支援 19百万円 (-)
電気料金高騰等の影響を受ける農業水利施設の施設管理者に対する支援

1 エネルギー価格高騰に対する支援

【国補正予算への対応】

予算額10億82百万円（－）

エネルギー価格高騰対策生活者緊急支援事業〔消防保安課〕

エネルギー価格高騰対策緊急支援事業〔エネルギー政策課〕

- 令和5年度に国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象となっていないLPガス使用世帯、LPガス利用事業者及び特別高圧受電契約事業者に対して県が支援制度を創設
- 今回、中東情勢に伴う原油価格高騰に対する国の事業（対象期間：令和8年7～9月）と期間を合わせ、引き続き事業を継続することで、エネルギー価格高騰の影響の緩和を図る

1 LPガスを利用する生活者への緊急支援

LPガス使用世帯に対し、定額で支援を実施

- 全体事業費：5億56百万円
- 負担割合：県10/10 **重点支援交付金**
- 事業内容：1世帯当たり1,000円を支援
- 事業主体：県
- 事業期間：令和8年度



【見直しのポイント】

- ・県が事業主体となって支援することにより、県内全LPガス使用世帯を一律に支援
- ・値引方式への変更により、使用世帯からの申請が不要なため、より迅速な支援が可能

2 LPガスを利用する事業者への緊急支援

LPガスを利用する事業者に対し、定額又は使用量に応じた支援を実施

- 全体事業費：78百万円
- 負担割合：県10/10 **重点支援交付金**
- 事業内容：1事業者あたり2,000円を支援

※今回から、定額補助については、生活者支援と同様に給付方式から値引き方式に変更

※但し、高圧ガス保安法に基づく貯蔵施設（3t以上）の許可及び届出事業者は、毎月の使用量に0.4円/m³を乗じた額を支援

- 実施主体：県
- 事業期間：令和8年度

3 特別高圧受電契約事業者への緊急支援

特別高圧受電契約事業者に対し、使用量に応じた支援を実施

- 全体事業費：4億49百万円
- 負担割合：県10/10 **重点支援交付金**
- 事業内容：電気使用量に0.9円（7、9月分）及び1.2円（8月分）を乗じた額を支援

- 実施主体：県
- 事業期間：令和8年度



2 農林水産事業者への支援

【国補正予算への対応】

予算額19百万円（-）

〔農地整備課〕

- 農業水利施設は、食料安全保障や国土保全、健全な水循環の維持・形成などに寄与しているが、維持管理費に占める電気料金等の割合が高いことから、施設管理者への影響が大きい
- 足元の影響を緩和し、農業水利施設の機能の安定的な発揮を図るため、電気料金等の高騰分の一部を支援する

<現状・課題>

- 電気料金等の高騰に伴い、農業水利施設の施設管理者の負担は増加
- 維持管理費の負担増に伴い、運転回数の減など農業水利施設の機能の不安定化による農作物への影響や、経常賦課金の上昇による農家等の経営圧迫が懸念

- 農業水利施設の機能を安定的に発揮させ、農業生産性の低下、農家の支出増加による経営圧迫を防ぐため、足元の影響を緩和させることが必要



揚水機場



排水機場

<事業概要>

○全体事業費：34百万円（県事業費：19百万円）

○事業内容：

(1)農業水利施設省エネルギー化推進事業 22百万円（県事業費：13百万円）

省エネルギー化に取り組む施設管理者に対し、電気料金等の高騰分の一部を補助

【支援対象施設】

①国営造成施設及びその関連施設

②維持管理に占める電気料金及び諸油脂費の割合が30%以上かつ200万円以上、又は25%以上かつ2,000万円以上の施設管理者が管理する施設

(2)農業水利施設電気料金高騰対策事業 12百万円（県事業費：6百万円）

土地改良区が管理する(1)の対象とならない農業水利施設の電気料金等の高騰分の一部を補助

○負担割合：(1)①国7/10、市町村等3/10

②国4/10、県1.5/10 **重点支援交付金**、市町村1.5/10、土地改良区等3/10

(2)県1/2 **重点支援交付金**、土地改良区1/2

○事業主体：(1)市町村、土地改良区等、(2)土地改良区

○支援期間：(1)(2)令和8年6月1日から9月30日まで

<イメージ図>

